

## 無担保借換ローン

(平成 24年 2月 1日現在)

1. 商品名	無担保借換ローン
2. ご利用いただける方	<p>次のすべての条件を満たす個人の方とさせていただきます。</p> <p>(1) お借入時、満20歳以上満65歳未満で、ローン完済時、満76歳未満であること。  (注) 「がん診断保険金特約付き団体信用生命保険」、「がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き団体信用生命保険」、「がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険」もしくは「加入条件緩和割増保険料適用特約付き団体信用生命保険」にご加入される場合は、お借入時、満20歳以上満50歳以下となります(後記15ご参照ください)。  (注) 親子リレー特約、夫婦連帯返済プランによるお借入れはお取扱いいたしません。</p> <p>(2) 同一事業所に1年以上勤務していること、または、年金を受給していること(年金を受給している場合は、年金受給年数および勤続年数は問いません)。  (注) 個人事業主、会社経営者の方は、お取扱いできません。</p> <p>(3) 当行の指定する「第二地方銀行協会統一団体信用生命保険」または「がん診断保険金特約付き団体信用生命保険」、「がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き団体信用生命保険」、「がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険」もしくは「加入条件緩和割増保険料適用特約付き団体信用生命保険」のいずれかご選択のうえ、加入できること。</p> <p>(4) 保証会社の保証を得られること。</p>
3. お使いみち	<p>住宅に係わる既存借入金の借換え資金で、下記(1)(2)双方の条件を満たすものといたします(借換えに要する経過利息、諸費用、諸手数料を含みます)。</p> <p>(1) 借換え対象融資に関する条件  A. (根) 抵当権が設定されている借入金であること。  B. 返済実績が5年以上あり、かつ、お申込日現在、返済を遅延していないこと。  C. 本ローン融資金により借換え対象融資が完済し、(根) 抵当権が抹消できること。  (注) 当行のお借入れに対する借換えはできません。</p> <p>(2) 借換え融資対象の住宅に関する条件  A. ご本人が所有し、かつ、ご本人もしくはご家族が居住していること。  B. 借換え融資対象の住宅に代物弁済予約、所有権移転の仮登記、買戻特約、差押、仮差押等の権利登記がなされていないこと。  (注) 敷地の形態は問いません。(定期)借地権、保留地、仮換地であっても取扱いは可能です。</p>
4. お借入限度額	200万円以上800万円以内(1万円単位)。
5. お借入期間	2年以上15年以内(1カ月単位)。 なお、お借換え対象融資の「残存返済期間+1年」の範囲内となります。

6. ご返済方法	<p>元利均等毎月返済方式とし、お申し出によりボーナス併用返済も承ります。</p> <p>お利息のお支払いは、1カ月毎(ボーナス返済は6カ月毎)の後払いとなります。</p> <p>なお、ボーナス併用返済とする場合、ボーナス返済支払月は、6カ月等間隔年2回とし、ボーナス返済部分の元金はお借入金額の50%を限度とさせていただきます。</p>
7. お借入利率 (金利タイプのご選択)	<p>「固定金利特約」または「変動金利」のいずれかの金利タイプをご選択いただけます。変動金利から固定金利特約へは随時移行できます。また、固定金利特約は特約期間終了後、再度固定金利特約をご選択いただくか、もしくは変動金利へ移行いたします(金利タイプについて、詳しくは「8. 固定金利特約」、「9. 変動金利」をご参照ください)。</p> <p>(1) 新規ご融資時のお借入利率</p> <p>固定金利特約および変動金利とも、当行の定める「無担保借換ローン店頭基準金利(以下「店頭基準金利」という。((注)1.))」を基準とする利率にて決定いたします。なお、「店頭基準金利」は毎月見直しますので、お申込時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。</p> <p>(2) ご融資実行後のお借入利率</p> <p>固定金利特約をご選択される場合</p> <p>固定金利特約期間終了日の前営業日までに再度固定金利特約をご選択される場合は、固定金利特約期間終了日の翌日における「店頭基準金利」を基準とする利率にて決定いたします。</p> <p>固定金利特約期間終了後(変動金利に移行後)に再度固定金利特約をご選択される場合、または、変動金利から固定金利特約をご選択される場合は、固定金利特約再選択のお申し出があった日の直後に到来する次回約定返済日の翌日時点の「店頭基準金利」を基準とする利率にて決定いたします。</p> <p>変動金利に移行される場合</p> <p>固定金利特約終了日までに固定金利特約再選択のお申し出がなく、変動金利に移行する場合は、固定金利特約終了日の翌日における「住宅ローン基準金利((注)2.)」を基準として決定されます。なお、変動金利の金利変動方式については、「9. 変動金利」をご参照ください。</p> <p>(注)1. 「無担保借換ローン店頭基準金利」とは、当行の窓口(ホームページ上)で公表している基準金利をいいます。なお、「無担保借換ローン店頭基準金利」は、毎月見直します。</p> <p>(注)2. 「住宅ローン基準金利」は市場金利等に基づき決定され、市場金利等の変更により引き上げ、もしくは引き下げられます。なお、「住宅ローン基準金利」は、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直します。</p> <p>(注)3. 「ハートフル団信」加入の場合の適用利率は、年0.3%上乗せとなります。</p> <p>(注)4. 「無担保借換ローン店頭基準金利」が適用される場合で、「がん診断保険金特約付団信」加入の場合のお借入利率は「無担保借換ローン店頭基準金利+年0.2%」、「三大疾病診断保険金特約付団信」・「八大疾病診断保険金特約付団信」加入の場合のお借入利率は「無担保借換ローン店頭基準金利+年0.3%」となります。また、「ハートフル団信」加入の場合のお借入利率は「住宅ローン店頭基準金利+0.6%」となります。</p> <p>(注)5. 元利金を延滞している場合は、金利タイプの変更および固定金利特約の再選択はできません。</p>

8. 固定金利特約	<p>固定金利特約は、残存返済期間の範囲内で、3年、5年、10年、15年のいずれかの特約期間を指定してご選択いただけます。</p> <p>固定金利特約を選択した場合、特約期間中は、特約期間利率、特約期間等の条件変更はお取扱いできません。固定特約期間終了後は、お客様のお申し出により残存返済期間内で固定金利特約を再選択いただけますが、特約期間終了日までに固定金利特約再選択のお申し出がない場合は、自動的に変動金利に移行いたします。</p>
9. 変動金利	<p>変動金利は、当行の「住宅ローン基準金利(以下「基準金利」といいます)」を基準として前回基準日と現基準日における「基準金利」の金利差を以って利率を引き上げ、または、引き下げいたします。</p> <p>「基準金利」は、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直しを行ない、4月1日が基準日の場合は、7月の約定返済日、10月1日が基準の場合は、翌年1月の約定返済日から見直し後の金利によるご返済が開始されます。</p> <p>なお、お客様の申し出により、変動金利によるご返済途上に残存返済期間の範囲内で固定金利へ変更することができます(残存返済期間が3年未満の場合は固定金利特約のご選択はできません)。</p>
10. ご返済額の見直し	<p>変動金利をご選択いただく場合、金利変動があっても、返済額中の元金分と利息分の割合を調整し、ご融資実行後、10月1日を5回経過するまでは、ご返済額の見直しは行いません。</p> <p>(注)1. 10月1日を5回経過する毎にご返済額の見直しを行いますが、新返済額は、新利率、残存元金、残存返済期間に基づいて計算し、見直し直後に到来する1月の約定返済から適用を開始します。ただし、新返済額が増加する場合は、従前のご返済額の1.25倍の金額を限度といたします。</p> <p>(注)2. 利率の変動により毎月の約定利息が毎月のご返済額を超える場合は、その超過額(以下「未払利息」といいます)を「(注)1.」の次回返済額見直し時よりご返済いただくものとし、未払利息、約定利息、元金の順に充当いたします。なお、当初のお借入期間が終了しても未返済元利金(未払利息を含む)がある場合は、原則として返済期日に一括返済していただきますが、期日までお申し出いただければ、期間の延長もご相談させていただきます。</p>
11. 保証	<p>ノースパシフィック株の保証とし、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、お申込みされる方が年金受給者の場合は、原則として、法定相続人1名を連帯保証人として申し受けいたします。</p>
12. 保証料	<p>保証料はお借入利率に含まれます(ご融資実行時までに保証会社に一括で前払いいただく必要はありません)。</p>
13. 保証会社の事務取扱手数料	<p>10,500円(消費税込み)</p> <p>(注)1. 事務取扱手数料は、ご融資実行時までに保証料と合算で保証会社に一括前払いいただきます。</p> <p>(注)2. 事務取扱手数料につきましては、今後、金額を変更する場合がございます。</p>
14. 担保	<p>不要です。</p>

15. 団体信用生命保険	次のいずれかの団体信用生命保険をご選択のうえ、ご加入いただきます（保険料は契約者である当行が負担いたします）。					
	項目	第二地方銀行協会統一団体信用生命保険	がん診断保険金特約付き団体信用生命保険	がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き団体信用生命保険	がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険	加入条件緩和割増保険料適用特約付き団体信用生命保険
	保険金支払対象事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡されたとき</li> <li>高度障害となったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡されたとき</li> <li>高度障害となったとき</li> <li>生まれて初めて「がん」に罹患したと診断されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡されたとき</li> <li>高度障害となったとき</li> <li>生まれて初めて「がん」に罹患したと診断されたとき</li> <li>急性心筋梗塞を発病し初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき</li> <li>脳梗塞を発病し初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の神経学的後遺症が継続したと診断されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡されたとき</li> <li>高度障害となったとき</li> <li>生まれて初めて「がん」に罹患したと診断されたとき</li> <li>急性心筋梗塞を発病し初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき</li> <li>脳梗塞を発病し初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の神経学的後遺症が継続したと診断されたとき</li> <li>重度疾病（糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎）により入院し、入院日数が継続して180日以上となる時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡されたとき</li> <li>高度障害となったとき</li> </ul>
	保険加入年齢（お借入時の年齢）	お借入時点で満20歳以上満65歳未満（親子リレーの場合は、お借入時、満20歳以上満70歳未満）	お借入時点で満20歳以上満51歳未満			
保険脱退年齢	満82歳未満					

	<p>保険金額</p>	<p>1億円以内 5,000万円を超える場合は第二地銀協所定の「健康診断証明書」が必要となります。</p>	<p>1億円以内 4,000万円を超える場合は三井住友海上あいおい生命保険所定の「健康診断結果証明書」が必要となります。 「加入条件緩和割増保険料適用特約付き団体信用生命保険」は、金額にかかわらず、三井住友海上あいおい生命保険所定の「健康診断結果証明書」が必要となります。</p>										
	<p>引受保険会社</p>	<p>主幹事： 日本生命保険(相)</p>	<p>引受：三井住友海上あいおい生命保険(株)</p>										
	<p>その他</p>	<p>その他</p>	<p>・「がん診断保険金特約付き団体信用生命保険」、「がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き団体信用生命保険」、「がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険」もしくは「加入条件緩和割増保険料適用特約付き団体信用生命保険」は、親子リレー特約にはご利用いただけません。 ・ご加入手続きの詳細は、窓口でご確認ください。 ・「加入条件緩和割増保険料適用特約付き団体信用生命保険」は連帯債務にはご利用いただけません。</p>										
<p>16. 返済試算額の入手方法</p>	<p>店頭でお申し付けいただければ、試算いたします。</p>												
<p>17. 金利情報の入手方法</p>	<p>窓口にお問合せください。</p>												
<p>18. 手数料 (ご融資実行後)</p>	<table border="1" data-bbox="408 1234 1431 1480"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1234 1222 1285">項目</th> <th data-bbox="1222 1234 1431 1285">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1288 1222 1339">【全額繰上返済手数料(除く固定金利特約)】</td> <td data-bbox="1222 1288 1431 1339">5,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1341 1222 1393">【全額繰上返済手数料(固定金利特約)】</td> <td data-bbox="1222 1341 1431 1393"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1395 1222 1447">繰上返済元金額1,000万円以下の場合</td> <td data-bbox="1222 1395 1431 1447">31,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1449 1222 1480">【返済条件変更手数料】</td> <td data-bbox="1222 1449 1431 1480">10,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="408 1503 975 1541">(注)1. いずれの金額も消費税込みの金額です。</p> <p data-bbox="408 1543 1299 1581">(注)2. 今後、上記の手数料いずれも、金額等を変更する場合がございます。</p>			項目	金額	【全額繰上返済手数料(除く固定金利特約)】	5,250円	【全額繰上返済手数料(固定金利特約)】		繰上返済元金額1,000万円以下の場合	31,500円	【返済条件変更手数料】	10,500円
項目	金額												
【全額繰上返済手数料(除く固定金利特約)】	5,250円												
【全額繰上返済手数料(固定金利特約)】													
繰上返済元金額1,000万円以下の場合	31,500円												
【返済条件変更手数料】	10,500円												
<p>19. ご注意事項</p>	<p>保証会社の保証承諾後、ご融資の実行前に「お借入金額(保証承諾金額)」、「お借入期間」、「お申込みいただいた方の勤務先」等に変更が生じた場合、保証承諾を取り消し、新たにお申込みをいただく場合がございます。</p> <p>* 審査結果によりましては、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>												